

平成28年度第1回 我孫子市建築審査会会議録（公開用）

日 時 平成28年11月24日（木）15時30分から
場 所 我孫子市議事堂第1委員会室
出席者 委 員 吉田会長、樋口会長代理、田中委員、坂口委員
事務局 伊藤課長
建築指導担当：木村主査長、古泉主査長
企画調整担当：船木主査長、掛川主査
傍聴人 0名（公開）

会議の概要

1. 開会

開会宣言

- ・委員4名出席。我孫子市建築審査会条例第5条第2項の規定により会議が成立していることを報告。

2. 挨拶

- ・伊藤課長より挨拶

3. 職員紹介

- ・木村主査長挨拶、古泉主査長挨拶、船木主査長挨拶、掛川主査挨拶

4. 仮議長の選出

- ・吉田委員が仮議長に就任

5. 会長選出、会長代理選出

- ・吉田委員が会長に就任。樋口委員が会長代理に就任

6. 議題（詳細・別紙議事録参照）

会長が議長となり進行。

- ・我孫子市情報公開条例第22条の規定により、公開とすることを議長より報告。傍聴者0名。
- ・同意案件1件
建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について（1件）
決定事項 許可について同意

その他

- ・建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の軽微な変更について
- ・第63回全国建築審査会会長会議の報告

7. 連絡事項

- ・今年度の今後の開催日程について 1月、2月の2回を予定。
- ・建築審査会にて使用した案件資料については、審査会終了後回収する。
- ・会議録は、我孫子市建築審査会条例施行規則第2条の規定により、事務局で作成し吉田会長が照合の後署名することを確認した。

8. 閉会

閉会宣言

会議の公開について

議長：我孫子市情報公開条例第22条の規定により、本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。議題に入る前に、事務局は本日の傍聴者の状況を報告してください。

事務局：傍聴者がいないことの報告を行った。

議題(1)について

(1) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について(1件)

資料：案件第1号資料、スライド：同左

事務局から資料に基づき説明を行った。

事務局：議題の(1)「建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について」説明します。平成28年9月29日付けで許可申請がありました。

案件の説明の前に、建築基準法第44条について説明します。法令集68ページの法第44条をお開きください。

建築基準法第44条は道路内の建築制限が規定されていますが、例外的に道路内に建築できるものとして第1号から第4号に規定する4種類が定められています。

本案件は、第2号に該当する建築物です。

条文を読み上げますと「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」と定められていることから、許可にあたっては本審査会の同意が必要となります。

今回の許可申請につきまして、資料の1ページ目より説明します。

スライドをご覧ください。

申請者は、「我孫子市長 星野順一郎」です。

建築物主要用途は、「路線バスの停留所の上屋」です。

敷地の地名地番は、我孫子市南新木二丁目23-3一部であり、これは道路の一部となります。

許可条項は、建築基準法第44条第1項第2号です。

許可基準は資料の2ページになります。

許可については、建築審査会でご審議いただき平成25年5月から施行しています。

申請建築物は、許可基準の1 計画建築物の用途のうちの「バス停留所上屋」に該当します。

また、許可基準の2 所轄の道路管理者及び警察署長の通行上支障がない旨の意見が添えられていること。についても、資料の3ページ目、資料4ページ目に添付してありますとおり、道路管理者である我孫子市道路課長及び我孫子市警察署長から通行上支障ない旨の意見が添えられています。

資料の1ページ目に戻りまして、申請理由を読み上げます。

「本計画は、市道認定を受けた道路(駅前広場)内に路線バスの停留所の上屋を建築するため許可が必要となるものです。

発着する路線バスは新木駅と布佐駅を結ぶ路線となっており布佐平和台地区の住民の方が

多く利用しています。同地区では、現在、高齢化が進んでおり同路線利用者の多くも高齢者となっています。このような利用実態も含め、1日54便が発着する当該バス停留所の上屋整備は公共交通機関利用者の利便性・安全性を確保する観点からも公共性の高い事業であり、道路管理者及び警察との通行上支障のない旨の協議が整ったものであるため許可申請するものです。」

申請建築物の概要は次のとおりです。

敷地面積17.89㎡。

建築面積及び延べ床面積は14.72㎡。

構造はアルミ押出し形材造。

階数は平屋建て。

最高高さは2.604mとなっています。

最高の軒高さは2.500mとなっています。

申請のイメージがわかりやすいように資料の5ページ目の上段に申請建築物のカタログ写真を添付しています。また、同ページの下段は許可対象敷地の現況写真となり、赤色で囲われた範囲が今回の許可申請敷地となります。

資料6ページ目は、案内図です。

資料7ページ目は、位置図です。道路境界線を緑色で、申請建築物を赤色で示しています。

資料8ページ目は、配置図です。

申請建築物を赤色で示しています。

歩道のうち最少となる通行可能な部分は青色で示す部分となり、有効幅員は3.7mです。

新木駅の乗車人員から換算した通行量の想定も検討されており、ピーク時（朝6時～8時）で間口3.7mに1分あたり10人の通過となり、この建築物による通行上の支障はないものと判断できます。

資料9ページ目は、平面図と屋根伏図です。

資料10ページ目は、立面図と断面図です。

以上のように、申請建築物は用途上も通行上の支障もないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：ありがとうございました。

駅前広場は、歩道も含めて道路になっています。道路内に原則、建築物をつくることはできません。ただし、建築物をつくる場合は、特定行政庁の許可が必要になります。派出所、公衆便所などは可能になりますが、通行上危険なものをつくれないことになっています。この

ことにつきまして委員の皆様からご意見ご質問をお受けしたいと思います。

議長：駅の乗降からして、この規模で足りるかと。

事務局：十分足りると所管課から聞いております。

議長：アルミ製であり耐久性がないと思われませんが、劣化した場合は、また手続きをすることでよろしいですか。

事務局：劣化した場合は、所管課が、現況を確認して、再度、許可申請をする予定です。

議長：なにか意見、質問はありますか。

委員：異議なし

議長：他に何もなければ、同意をするということによろしいですか。

委員：(異議なし)

議長：それでは同意することにします。

議題（2 軽微な変更）について

議長：その他の事項として、報告事項がありますので事務局より説明をお願いします。

事務局：以前の許可案件の変更が1点ありますのでご説明いたします。

スライドにて説明しますのでご覧ください。

内容は平成25年9月に開催した建築審査会で同意をいただいた建築基準法第44条第1項第2号の案件で、許可後に変更や相談があったためその経緯を報告します。

平成25年9月に開催した建築審査会で同意をいただいた、申請者 我孫子市長 星野順一郎 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員千葉支店長 石川明彦の許可申請について、変更があったので経過を報告します。

本件は、我孫子市南新木二丁目23-3のJR新木駅で駅の通路（エレベーター・エスカレーターの設置を含む。）公衆トイレ、バス待合所などを設置する延べ面積193.76平方メートルの計画であり、平成25年9月27日の建築審査会で同意されたのち、同年10月1日に許可書を交付しました。

本工事で設置するエスカレーターに付きまして、当初は標準タイプのステップの採用を計画しておりましたが、より安全性の高い駅とするため乗降ステップ部分が長いタイプ（通常：一枚ステップ→変更：三枚ステップ）へ変更しました。このことにより、設置位置が我孫子駅側に1,305ミリ長くなったため、延べ面積が195.88平方メートルとなり、2.12平方メートル面積が増加しました。

それではスライドをご覧ください。スライドの図面は、左が変更前、右が変更後になります。右の図の斜線部分が変更の対象となった部分です。当初許可で歩行者の通行の検討をした階段下の矢印部分につきましては、今回の変更の影響はありません。このエスカレーターの形状変更に伴い、平行した階段との間の手摺壁の形状も変更になりました。

併せて、建築主の東日本旅客鉄道株式会社の千葉支店長を石川明彦から藤森伸一への変更、設計者 東日本旅客鉄道株式会社 宇野弘之から同 菅井征樹（マサキ）への変更を承認しました。

いずれも許可を受けた事項の範囲内の変更であることから、再許可は不要とし、平成28年6月16日、変更の承認をしました。

以上、変更の報告といたします。

議 長：ありがとうございました。
議 長：許可の範囲内と思われます。なにか意見、質問はありますか。
委 員：特になし
議 長：質問がないようなので、軽微な変更の報告については、これで終了とします。

以上